証券コード　6092
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階　ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※株主様の安全を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）

３．目的事項
報告事項　１．第21期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第21期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項　**第１号議案**　定款一部変更の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://enbio-holdings.com/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」

②. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://enbio-holdings.com/ir）に掲載させていただきます。

◎　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染予防および拡散予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

①. **ご来場なさらずとも議決権行使書による事前行使を是非ご利用ください。**

②. 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

③. 株主総会会場内において、座席の間隔を確保するため、株主様のご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承お願いいたします。

④. 株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。

⑤. 株主総会に出席する取締役、監査役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

⑥. ご出席の場合、ご入場いただく際に、スタッフにより検温させていただく場合がございます。ご協力をお願いいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、高い水準にある企業収益を背景に雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。ただし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により景気は足元で大幅に下押しされており、厳しい状況に転じております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に景況感が悪化し、予断を許さない状況に転じました。

子会社を展開する中国では、2019年１月１日に土壌汚染防治法が施行され、景気は緩やかに減速しているものの土壌汚染調査・修復の需要が顕在化してまいりました。

このような背景のもと、土壌汚染対策事業を中心にグループの総合力を活かして、ブラウンフィールド活用事業や自然エネルギー事業を積極的に展開いたしました。

当連結会計年度の売上高は7,408,498千円（前連結会計年度比13.5％減）となりました。前連結会計年度に稼働開始した石川県羽咋郡の発電所の売電収入が増加したものの、土壌汚染対策事業において、大型案件の割合が減少したことに加え、採算性の悪い分野を縮小したことにより減収となりました。経常利益は521,396千円（同19.6％増）となりました。増益の主な要因は、前連結会計年度で発生した土壌汚染対策事業における新工法への先行投資及び新規事業の撤退に伴う一時的な要因がなくなったことに加え、元請けの案件の割合が増加したことによるものであります。親会社株主に帰属する当期純利益555,393千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失150,957千円）となりました。増益の主な要因は、上記経常利益の増益要因に加えて、当社グループで保有した太陽光発電設備（合計９ヵ所）を譲渡し、固定資産売却益606,437千円を計上したことによるものです。なお、当該譲渡額を原資として借入金を期限前返済したため、一時費用としてデリバティブ解約損298,126千円を計上しております。この借入金返済（総額3,687百万円）に伴い、自己資本比率が32.5％（前連結会計年度末23.9％）にまで改善しております。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

（土壌汚染対策事業）

改正土壌汚染対策法の施行と主要な自治体条例が改正されたことを受け、コンサルティング業務の引き合いが増えるとともに、新規顧客からの調査案件数が増加しております。また、土壌汚染の対策工事を請けたサイトで建築工事も請けるといった複合的な内容の案件もあり、従来の事業閉鎖に伴う調査・対策だけでなく、土地開発にも絡んだ提案を増やすよう体制を強化しております。鉱研工業株式会社との資本業務提携がスタートし、国内外での販売力の強化、技術・サービスの共同開発を開始いたしました。全体の案件数は増加しておりますが、昨年と比較し大型案件の割合が少ないこと、売上の規模によらず採算性の悪い分野を縮小したことが影響し減収となりました。一方、利益面に関しては、元請け案件の増加、前連結会計年度に発生した新工法への先行投資及び新規事業の撤退による損失などの一時的な要因がなくなったことに加え、工事進行基準の案件における施工改善等により原価率の見直しが行われ、利益率が改善され増益となりました。

中国では、土壌汚染防治法が施行され日系企業からの問合せと受注が増加してまいりました。現時点ではコンサルティングと調査業務が主体であり、修復業務を受注できなかったことにより、単年度黒字は確保できませんでした。これらを修復業務やエンジニアリングサービスに展開してまいります。

その結果、売上高は4,627,613千円（前年同期比24.9％減）となり、セグメント利益は240,706千円（同80.3％増）となりました。

（ブラウンフィールド活用事業）

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、相対で進められる案件や売主直の案件の情報収集を行い、メッキ工場跡地を含む15物件を仕入れました。購入した物件の中には、形質変更時要届出区域の指定を受けている物件もあります。販売に関しては、浄化等が完了した13物件の販売を行いました。その中には要措置区域から２年間モニタリングの後、指定区域を解除して販売した物件や株式会社エンバイオ・エンジニアリングにて建物の改修工事を行い販売した物件も含まれております。

大規模な土壌汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、前連結会計年度に取得した横浜市内の土地は、2021年３月期の売却を目指しております。また、厚木市内の工場の売買契約を締結し、2021年3月期に引き渡しを受ける予定です。

その結果、売上高は1,522,759千円（同4.5％増）となり、セグメント利益は218,663千円（同5.5％減）となりました。

（自然エネルギー事業）

埼玉県上尾市で太陽光発電所の新規稼働を開始し、当連結会計年度末における太陽光発電所は30か所、総発電量36,239kWが稼働しております。2018年11月に稼働した当社グループ最大規模の石川県羽咋郡の発電所の売電収入の増加を主な要因として、大幅な増収増益となりました。2019年10月12日に襲来した台風19号の影響を一部の発電所で受けておりましたが、順次復旧する見通しとなっております。

FIT価格低下に伴い、国内太陽光案件を取り巻く状況が厳しくなっており、海外を含む新規案件の情報収集及びセカンダリー案件の検討に注力してまいりました。現在、ヨルダンで１か所（太陽光発電所）、トルコで２か所（バイオマス発電所）の再生可能エネルギー発電事業参画の準備を進めております。

その結果、売上高は1,258,125千円（同33.6％増）となり、セグメント利益は177,716千円（同36.4％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は361,504千円で、その主なものは、ブラウンフィールド活用事業の土地等にかかる投資332,333千円あります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金4,101,267千円を調達し、7,842,205千円を返済いたしました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 18 期 (2017年３月期)	第 19 期 (2018年３月期)	第 20 期 (2019年３月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	5,347,892	8,388,048	8,563,053	7,408,498
経　常　利　益(千円)	102,047	668,867	435,896	521,396
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	24,368	403,951	△150,957	555,393
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）(円)	4.48	70.62	△23.35	84.74
総　　資　　産(千円)	12,281,927	19,019,474	18,081,236	15,034,071
純　　資　　産(千円)	2,607,385	4,507,638	4,328,817	4,890,594
１株当たり純資産額 (円)	450.34	699.34	665.95	743.42

（注）１．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の関連する財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっております。

３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第20期の期首から適用しており、第19期の総資産の金額については、当該当会計基準等に遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	40,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
株式会社土地再生投資	45,500	60	ブラウンフィールド活用事業
ｿｰﾗｰ年金株式会社	6,660	100	自然エネルギー事業
太陽光ﾊﾟｰｸ2合同会社	10	100	自然エネルギー事業
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
恩拜欧(南京)環保科技有限公司	49,555	100	土壌汚染対策事業
Enbio Middle East FZE LLC	319,860	100	自然エネルギー事業
Enbio Lel Taqa FZC LLC	−	80	自然エネルギー事業
株式会社関東ﾐｷｼﾝｸﾞｺﾝｸﾘｰﾄ	3,000	100	土壌汚染対策事業
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	250,000	49	土壌汚染対策事業

(注) 1．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2．Enbio Middle East FZE LLCは、2019年4月17日に設立しております。
3．Enbio Lel Taqa FZC LLCは、2019年7月23日に設立しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

収益拡大のためには、土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらと連動する土壌汚染地の買い取りや利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。そのために以下のような課題に取り組み、他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業へ展開するべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合弁で株式会社土地再生投資を設立いたしました。土壌汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。グループの横断的な営業展開を徹底し、土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 品質管理及びリスク管理の強化

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壌汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全環境室を強化して安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

③ 多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

今日までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染対策の汎用化が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。こうした市場環境においては、コストの高い掘削除去に偏重していた顧客ニーズが変化しているため、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスを提供して他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。

多種の工法に迅速に対応できるように技術部門を強化いたしました。また、現行の土壌浄化技術では対応できない難易度の高い土壌汚染に対応可能な原位置熱処理技術の実施権を米国企業より取得し、国内初の現場施工を通して技術を確立いたしました。本技術を差別化とした営業活動を国内及び中国で強化いたします。

施工実績数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい顧客向けのリスク移転商品として本サービスの拡販を行ってまいります。

④　中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開することが重要との認識で、2018年３月に100%子会社として恩拝欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年１月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。同社を通した日系企業向けの環境保全サービスと中国企業向けの土壌汚染対策技術サービスを柱とした業容の拡大と収益化に努めてまいります。

⑤　自然エネルギー事業の強化

自然エネルギー事業は、土壌汚染地の有効活用の一方策としてスタートいたしましたが、順調に発電能力を拡大しながら発電事業のノウハウを蓄積した結果、安定した収益基盤として当社の成長を支えるストック型の独立した事業セグメントに成長いたしました。当社が安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壌汚染対策事業やブラウンフィールド活用事業とストック型の自然エネルギー事業とのバランスが重要と考えております。

自然エネルギー事業の継続的な拡大は今後も戦略的に重要となりますが、国内での新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、太陽光発電に代わる発電事業や海外進出を含めた新たな事業展開を検討してまいりました。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。

⑥　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しております。新卒採用予定者の人数を増やし、採用活動に力を注ぐ一方、高い専門性を有する人材、中国で活躍できる人材及び管理職者の獲得に幅広いルートを活用するとともに、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などを通して社内人材の育成に注力してまいります。

⑦　新型コロナウイルス後の社会への備え

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、経済活動を停滞させ生活様式に大きな変容をもたらしております。さらに現行の事業のあり方や働き方に対しては、大きな変革が迫られており、この流れは新型コロナウイルス感染症の収束後においても止むことはなく進み、それに対する備えが不可欠だと認識しております。在宅勤務の本格的な導入に備えた整備やビジネスプロセスの見直しを軸に働き方改革の推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス後の社会に求められる商品・サービスを市場に投入できるように商品・サービスの改良や新技術の導入に努めてまいります。

⑸　**主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　業　内　容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングを行う事業及び、原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	再生可能エネルギーを利用した売電事業

⑹ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都千代田区

② 子会社及び関連会社

株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	本社（東京都千代田区） 千葉支店（千葉県千葉市） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所（沖縄県那覇市） ｴﾝﾊﾞｲｵTOKYO R&Dｾﾝﾀｰ（埼玉県川越市）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	本社（東京都千代田区）
株式会社土地再生投資	本社（東京都千代田区）
ｿｰﾗｰ年金株式会社	本社（東京都千代田区）
太陽光ﾊﾟｰｸ２合同会社	本社（東京都千代田区）
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
恩拜欧（南京）環保科技有限公司	本社（中国南京市）
Enbio Middle East FZE LLC	本社（Ajman UAE）
Enbio Lel Taqa FZC LLC	本社（Ajman UAE）
株式会社関東ﾐｷｼﾝｸﾞｺﾝｸﾘｰﾄ	本社（東京都千代田区）
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	本社（中国南京市）

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	66	4名減
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	3	-
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	0	1名減
全社（共通）	10	3名増
合計	79	2名減

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	2名増	39.5歳	3.77年

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	2,930,986
株式会社三井住友銀行	1,600,154
株式会社りそな銀行	1,529,656

（注） １．株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入金残高が一部含まれております。

２．株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。

組成金額 3,900,000千円

借入金残高 3,574,350千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

株式の状況（2020年３月31日現在）

（1） 発行可能株式総数　　11,140,000株
（2） 発行済株式の総数　　6,571,200株(自己株式68株を含む)
（3） 株主数　　3,840名
（4） 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社シーアールイー	1,280,000	19.48
西村　実	529,700	8.06
中村　賀一	387,000	5.89
平田　幸一郎	200,000	3.04
野村信託銀行株式会社	178,300	2.71
BNY FOR GCM RE GASBU	117,200	1.78
竹田　寛	100,000	1.52
上田八木短資株式会社	80,900	1.23
織田　邦夫	80,000	1.22
中間　哲志	78,000	1.19

⑶ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2011年６月23日
新株予約権の数		850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　85,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　20,000円 （１株当たり　200円）
権利行使期間		2013年６月30日から 2021年６月22日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　500個 目的となる株式数　50,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）１．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

ア．新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。

イ．新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

ウ．その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．当社は、2013年８月21日付で、株式１株につき100株の割合で、株式分割を行っております。従いまして、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第10回新株予約権
発行決議日		2016年７月１日
新株予約権の数		316個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　31,600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		963円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　84,600円 （１株当たり　846円）
権利行使期間		2017年７月１日から 2021年６月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　165個 目的となる株式数　16,500株 保有者数　5名
	社外取締役	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000個 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）新株予約権の行使の条件

１．　新株予約権者は、2017年３月期から2019年３月期のいずれかの期における連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益が次の各号に掲げる条件の双方またはいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号ごとに掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益については、当社有価証券報告書記載の連結損益計算書における当該期にかかる連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益（当該期において連結損益計算書を作成しない場合は、当該期にかかる損益計算書における売上高及び当期純利益とする。以下同様とする。）とし、当該条件を最初に充足した期の有価証券報告書提出日の翌月１日から本新株予約権を行使することができる。

(a) いずれかの期における連結売上高が85億円以上の場合
　各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50％

(b) いずれかの期における親会社株主に帰属する当期純利益が5億円以上の場合
　各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50％

適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2．　本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

3．　本新株予約権者の相続人による権利行使は認めない。

4．　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑷ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村　実	経営全般
取締役	中村賀一	最高財務責任者 ブラウンフィールド活用事業担当 自然エネルギー事業担当
取締役	草場周作	土壌汚染対策事業担当 ㈱エンバイオ・エンジニアリング 代表取締役
取締役	山本敏仁	ブラウンフィールド活用事業担当 ㈱エンバイオ・リアルエステート 代表取締役
取締役	横溝透修	自然エネルギー事業担当 太陽光パーク２合同会社 職務執行者
取締役	亀山忠秀	㈱シーアールイー 代表取締役社長
常勤監査役	行川一郎	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所 パートナー
監査役	平田幸一郎	㈲アドバンスワン 取締役社長 平田公認会計士事務所 所長 ビープラッツ㈱ 社外監査役 ランサーズ㈱ 社外監査役

（注）１．取締役亀山忠秀氏は、社外取締役であります。
２．監査役行川一郎氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役行川一郎氏及び監査役星野隆宏氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
湊 初枝	２０１９年６月２１日	任期満了	取締役 日本シーガテック㈱ 代表取締役社長

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	5 (1)	74,275 (225)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	6,570 (6,570)
合計 （うち社外役員）	8 (4)	80,845 (6,795)

（注）１．上記の取締役の報酬等の額には、無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。
２．取締役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、200百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役と各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役亀山忠秀氏は、株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。当社と株式会社シーアールイーとの間には特別の関係はありません。
・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役平田幸一郎氏は、㈲アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ㈱の社外監査役並びにランサーズ㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　亀　山　忠　秀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に不動産ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、不動産ビジネスにおける高い見識と豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役　行　川　一　郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　星　野　隆　宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,700
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,700

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)	
科目	金額
流動資産	**7,579,595**
現金及び預金	2,981,043
受取手形及び売掛金	1,355,957
たな卸資産	2,448,715
その他	819,041
貸倒引当金	△25,162
固定資産	**7,445,706**
有形固定資産	**5,746,711**
建物及び構築物	475,647
機械装置及び運搬具	4,050,392
土地	1,145,260
建設仮勘定	69,923
その他	5,487
無形固定資産	**615,226**
のれん	134,107
その他	481,118
投資その他の資産	**1,083,768**
投資有価証券	435,362
敷金及び保証金	60,176
長期前払費用	489,807
その他	98,421
繰延資産	**8,769**
資産合計	**15,034,071**

(負債の部)	
科目	金額
流動負債	**4,593,609**
買掛金	706,257
未払金及び未払費用	51,088
短期借入金	1,493,300
1年内返済予定の長期借入金	1,425,807
未払法人税等	284,751
工事損失引当金	104,721
その他	527,682
固定負債	**5,549,867**
社債	106,500
長期借入金	5,078,647
デリバティブ債務	224,609
その他	140,111
負債合計	**10,143,476**
(純資産の部)	
株主資本	**5,091,001**
資本金	**1,786,484**
資本剰余金	**1,865,068**
利益剰余金	**1,439,516**
自己株式	**△66**
その他の包括利益累計額	**△205,860**
その他有価証券評価差額金	△47,139
繰延ヘッジ損益	△168,588
為替換算調整勘定	9,868
新株予約権	**304**
非支配株主持分	**5,148**
純資産合計	**4,890,594**
負債純資産合計	**15,034,071**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,408,498**
売上原価		**5,320,876**
売上総利益		**2,087,622**
販売費及び一般管理費		**1,413,432**
営業利益		**674,189**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,490	
受取家賃	5,067	
受取保険金	42,768	
その他	9,254	**59,580**
営業外費用		
支払利息	130,169	
持分法による投資損失	1,106	
支払手数料	69,413	
その他	11,682	**212,373**
経常利益		**521,396**
特別利益		
固定資産売却益	610,457	
新株予約権戻入益	392	**610,850**
特別損失		
デリバティブ解約損	298,126	**298,126**
税金等調整前当期純利益		**834,120**
法人税、住民税及び事業税	339,448	
法人税等調整額	△37,469	**301,978**
当期純利益		**532,142**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△23,251**
親会社株主に帰属する当期純利益		**555,393**

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,979,570**	**流動負債**	**1,386,861**
現金及び預金	1,504,269	短期借入金	764,300
売掛金	36,521	1年内返済予定の長期借入金	312,876
短期貸付金	699,000	未払金	4,801
立替金	396,620	未払費用	1,436
未収入金	283,649	預り金	4,641
前払費用	38,591	未払法人税等	196,591
その他	20,918	その他	102,214
固定資産	**5,817,378**	**固定負債**	**3,788,561**
有形固定資産	**76,492**	長期借入金	3,574,551
建設仮勘定	54,572	デリバティブ債務	214,010
その他	21,919	**負債合計**	**5,175,422**
無形固定資産	**2,764**	(純資産の部)	
ソフトウエア	2,679	**株主資本**	**3,827,261**
その他	85	**資本金**	**1,786,484**
投資その他の資産	**5,738,122**	**資本剰余金**	**1,858,630**
投資有価証券	318,392	資本準備金	1,696,484
関係会社株式	417,770	その他資本剰余金	162,146
その他の関係会社有価証券	450,284	**利益剰余金**	**182,213**
長期貸付金	4,538,568	その他利益剰余金	182,213
長期前払費用	166,892	繰越利益剰余金	182,213
敷金及び保証金	28,134	**自己株式**	**△66**
繰延税金資産	72,265	**評価・換算差額等**	**△206,038**
貸倒引当金	△328,000	その他有価証券評価差額金	△44,803
その他	73,815	繰延ヘッジ損益	△161,235
		新株予約権	**304**
		純資産合計	**3,621,526**
資産合計	**8,796,949**	**負債純資産合計**	**8,796,949**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**643,422**
営業費用		**566,761**
営業利益		**76,660**
営業外収益		
受取利息	103,565	
貸倒引当金戻入益	121,185	
その他	15,890	**240,641**
営業外費用		
支払利息	89,528	
支払手数料	29,347	
株式交付費	42	**118,918**
経常利益		**198,383**
特別利益		
固定資産売却益	190,428	
新株予約権戻入益	392	**190,821**
特別損失		
関係会社株式評価損	23,878	
デリバティブ解約損	111,361	**135,239**
税引前当期純利益		**253,965**
法人税、住民税及び事業税	2,703	
法人税等調整額	△2,567	**135**
当期純利益		**253,829**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第２１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　行川　一郎　㊞

社外監査役　星野　隆宏　㊞

社外監査役　平田　幸一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

当社の業容の拡大と事業の多角化に伴う活動範囲の明確化を図るため、現行定款第２条に定める目的を整理し、新たな目的の追加等の所要の変更を行うものであります。併せて定款全体の規定の整備を行い所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条　（条文省略） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第１条　（現行どおり） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。
１．次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理	（削除）
(1)～(3)　（条文省略）	(1)～(3)　（現行どおり）
(4) 産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業	（削除）
(5)～(32)　（条文省略）	(4)～(31)　（現行どおり）
（新設）	(32) 次の物品の輸出入及び販売 イ）食料品 ロ）家庭用品、日用品雑貨

現行定款	変更案
（33）（条文省略） 2．不動産及び有価証券の投資・保有・運用 3．前各号に付帯関連する一切の事業	（33）（現行どおり） ② 当会社は前項各号の事業並びに前項各号に付帯関連する事業を営むことができる。 （削除）
第３条～第８条（条文省略）	第３条～第８条（現行どおり）
（単元未満株式の権利制限） 第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式の権利制限） 第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条～第40条（条文省略）	第10条～第40条（現行どおり）

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役を１名増員することとし、選任をお願いするものであります。なお任期につきましては、当社定款第20条第2項に基づきまして在任取締役の任期満了する時までとします。

取締役候補者の氏名、略歴は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
小竹　由紀 （1957年12月１日）	1981年４月　ライオン株式会社　入社 2012年１月　同社　CSR企画担当部長 2015年１月　同社　CSR推進部長	－株
【社外候補者とした理由】 東証一部上場企業において、企業の社会的責任（CSR）を責任者として推進してきた豊富な経験と知見を有しています。持続可能な社会の実現に貢献する企業経営が強く求められるなか、当該経験と知見を当社の経営に活かすことにより、会社経営に直接関与した経験はありませんが、独立した立場からの取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

（注）１．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小竹由紀氏は社外取締役候補者であります。

３．当社は小竹由紀氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

４．当社は小竹由紀氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監督機能の一層の強化を図るため監査役を１名増員することとし、選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
高山和夫（たかやまかずお） （1951年８月21日）	1976年４月　朝日生命保険相互会社　入社 1997年４月　朝日生命保険相互会社　検査部検査課長 2003年４月　朝日生命保険相互会社　監査役室長 2005年４月　三幸株式会社出向　執行役員総務部長 2009年４月　朝日ライフアセットマネジメント株式会社　常勤監査役 2012年６月　株式会社ユビキタスエンターテインメント　常勤監査役 2015年３月　株式会社イデアル　常勤監査役（現任）	－株
【社外監査役候補者とした理由】 大手生命保険会社で、人事、労務、事業再編、監査業務等を、また子会社の投資顧問会社で常勤監査役を経験し、大手生命保険会社を退職後はベンチャー企業での常勤監査役の経験もあり、当社の事業規模に合致した内部統制制度の構築や業務監査に対して豊富な経験と知見を有しております。独立した立場からの監督機能の強化が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）１．監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．高山和夫氏は社外監査役候補者であります。

３．当社は高山和夫氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

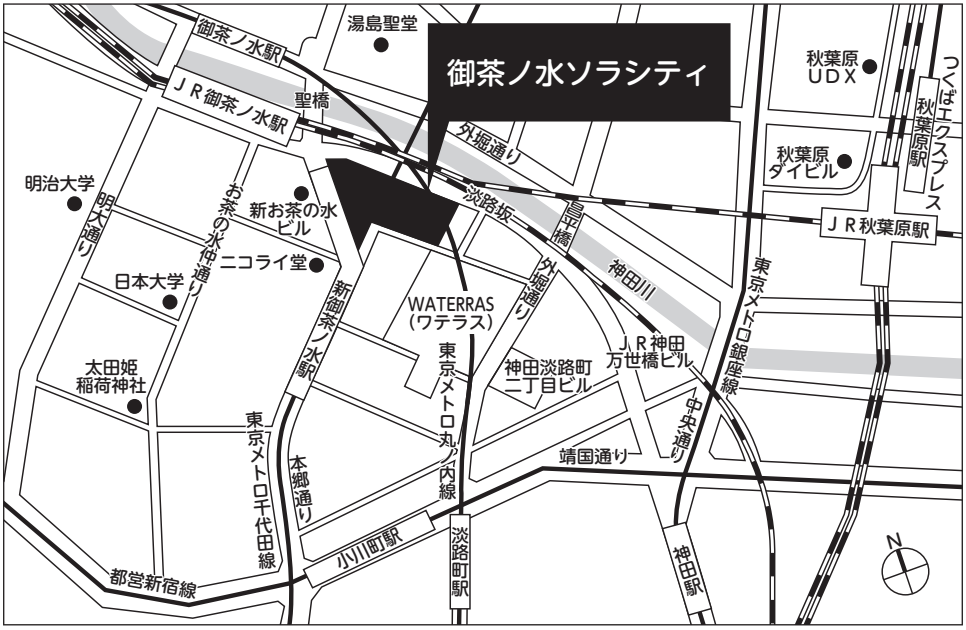
４．当社は高山和夫氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855



交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。